

平成26年第6回東京都北区教育委員会定例会

| | | | |
|-------|---------------------|----------------------|--|
| 会議月日 | 平成26年6月3日(火)午後1時30分 | | |
| 開催場所 | 北区教育委員会室 | | |
| 出席委員 | 委員長 加藤和宣 | 委員 檜垣昌子 | |
| | 委員 嶋谷珠美 | 委員 森岡謙二 | |
| | 委員 森下淑子 | 教育長 内田隆 | |
| 欠席委員 | なし | | |
| 事務局職員 | 事務局次長 | 教育政策課長(教育未来館長) | |
| | 学校改築施設管理課長 | 学校支援課長 | |
| | 学校地域連携担当課長 | 教育指導課長 | |
| | 教育改革・教育支援担当副参事 | 生涯学習・スポーツ振興課長 | |
| | スポーツ施策推進担当課長 | 東京オリンピック・パラリンピック担当課長 | |
| | 体育協会事務局長 | 飛鳥山博物館長 | |
| | 中央図書館長 | | |
| | 学校適正配置担当部長 | 学校適正配置担当課長 | |

会議に付した議案並びに審査結果

| 日程 | 議案番号 | 提案内容 | 結果 |
|----|------|---|----|
| 1 | 26号 | 平成26年度東京都北区一般会計補正予算(第1号)に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について | 承認 |
| 2 | 27号 | 職員の配偶者同行休業に関する条例(幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正に関する部分に限る。)等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について | 承認 |
| 3 | 28号 | 平成27年度区立幼稚園園児募集方針について | 承認 |

| 日程 | 報告事項 | 報告内容 | 結果 |
|----|------|-------------------------------|----|
| 4 | 29号 | 東京都北区立岩井学園における事故に関する和解 | 了承 |
| 5 | 30号 | 総合型地域スポーツクラブあり方検討委員会の中間報告について | 了承 |
| 6 | 31号 | 後援・共催事業に関する報告 | 了承 |

平成26年第6回東京都北区教育委員会定例会会議録

平成26年6月3日(火) 13:30

加藤委員長

それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、会議は成立しております。これより、平成26年第6回北区教育委員会定例会を開会いたします。

日程第1、第26号議案「平成26年度東京都北区一般会計補正予算(第一号)に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」を議題に供します。事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長

委員長

加藤委員長

教育政策課長

教育政策課長

それでは、第26号議案、平成26年度東京都北区一般会計補正予算(第一号)に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取についてでございます。第26号議案をごらんいただきたいと思います。

議案書の一番後ろのページをお出しいただけますでしょうか。平成26年度東京都北区一般会計補正予算(第一号)、第1表、歳入歳出予算をごらんください。

初めに歳入でございます。都支出金、都委託金で、補正額の欄が200万円となっております。また、その下、諸収入、雑入で、補正額の欄が、10万8,000円でございます。こちらにつきましては、詳細は歳出予算の説明の際に一緒に説明をさせていただきたいと思います。

次に、歳出でございます。補正額の欄をごらんください。今回の補正でございますが、小学校費2,067万6,000円、中学校費323万3,000円、社会体育費295万1,000円でございます。

それでは、恐れ入ります。A4 1枚の第26号議案の参考資料がいつていると思いますが、これをごらんいただけますでしょうか。歳出のところからいかせていただきます。

歳出の第2項、小学校費の学校管理費のうち、学校施設保守点検費が455万8,000円となっておりますが、これは全校・園を対象に樹木健全度調査を実施する経費でございます。

(2)の学校施設整備費1,098万円は、稲田小学校の教室不足を解消するための増築にかかる経費でございます。

その下の教育振興費の就学援助費513万8,000円は、給食費の改定に伴いまして、給食費の援助額を増額する経費でございます。

中学校費の教育振興費のうち就学援助費323万3,000円は、ただいまご説明させていただきました小学校の経費と同様の理由となります。

その下、第7項、社会体育費のうち社会体育総務費、(1)東京オリンピック・パラリンピック開催サポート事業費200万円は、稲付中サブファミリーの清水小・三岩

小・梅木小・稲付中が、東京都の平成26年度オリンピック教育推進校として指定されたことから、必要な経費を計上するものでございます。なお、この事業には、一番上の表の歳入の都支出金、都委託金（教育費委託金）、オリンピック教育推進校事業費といったしまして、東京都から200万円が助成をされるものが当たることになります。

それでは、歳出の表にお戻りいただきまして、（2）北区版スポーツアカデミー事業、95万1,000円は、オリンピックによるスケート体験教室の開催費でございます。これも歳入のところをごらんいただいて、歳入の下の表でございますが、諸収入、雑入、スケート体験教室自己負担金というのが出ております。これは、同事業に参加する方のバス代を徴収するものでございます。

以上でございます。

続いて、所管課長から補足の説明をいたします。

内田教育長

委員長

加藤委員長

内田教育長

内田教育長

その前に、学校設備の保守点検費、概要を。これについては、全国的にも風害の時に落下して人がけがをするというケースも出て、また、樹木の老朽化に伴ってそういう自然の影響がないときにも落下して、公園等でけがをされる方がいらっしゃることを受けて、いわゆる学校設備、建物と同様に、学校に樹木とかが大変多い状況もございますので、その安全点検をするための予算計上ということなんです。

それから、稲田小学校の教室不足対策ということですが、これは平成11年に、その前に実施した耐震強度の調査によって著しく強度が低いという判定が出ましたものですから、特別教室9室を除却しております。その後、児童の入学がある意味では他校へ流れていた部分があったけれども、大体本来指定校で入学すべき児童の2割から3割程度の入学率だったのですが、今年度に至りまして80%を超える、これはこれまでの指定校変更の基準の見直しをした成果ということで、地域の子どもが地域の学校に通うと、本来の姿に戻りつつあることの証明だと思うのですが、そのためにこれまでも特別教室が不足していた稲田小学校で普通教室においても不足をするという予想がこれから出てくる可能性があります。

それから、特別教室も他校に比べて十分な整備が整っていないと。そういう意味では学校間の格差を埋めるものとあわせて、今後想定をされる放課後子どもクラブの実施についても必要な教室の確保という課題もございまして、今回将来的な児童数の推計を踏まえて、教室を新たに建てようということでございます。

実質的には、リースで契約をして、最終的には区で修理をしてまいりますけれども、リース契約によって8教室分となります。

ということで、就学援助費は給食費の改定については学校支援課長、それからオリンピック・パラリンピック関係については、オリンピック・パラリンピック担当課長のほうから説明をしてください。

学校支援課長

委員長

加藤委員長

学校支援課長

学校支援課長

それでは、平成26年度第一号補正予算の中で、学校支援課の所管でございます歳出の教育振興費、就学援助費、補正額513万8,000円の補足説明をさせていただきます。

こちらにつきましてでございますが、学校給食費につきましては、本年3月に先の物価上昇、また学校給食用牛乳の単価改定等を踏まえまして、また4月以降の消費税増税、こちらを踏まえて3月に学校給食費の値上げをさせていただいたところでございます。平成26年度当初予算におきましては、この学校給食費の値上げの部分を計上しておりませんでしたので、今回、この就学援助費の中で大きい金額を占めます学校給食費につきまして、補正予算として計上させていただいたところでございます。

第3項の中学校費につきましても、同様の理由でございます。今回、この補正予算を計上させていただきまして、就学援助を受けている方々の負担をきちんと行政として責任を果たしていくものでございます。

私からは、簡単でございますが、以上説明となります。

東京オリンピック・パラリンピック担当課長

委員長

加藤委員長

東京オリンピック・パラリンピック担当課長

東京オリンピック・パラリンピック担当課長

それでは、第7項、社会体育費の中の東京オリンピック・パラリンピック開催サポート事業費200万円でございます。東京都におきまして、オリンピックの推進校といたしまして、小・中校を含めまして合計300校が推進校として指定されております。その中で、北区におきましては、お示しのとおり稲付中サブファミリーのこの4校が推進校として指定をされました。この各校当たり50万円の経費が都から補助されます。50万円の使い道でございますけれども、一つには文化・歴史を学ぶための講師の謝礼、それからオリンピック・パラリンピアンを呼んでの派遣のための謝礼金、それから、オリンピック・パラリンピックを学ぶための教材、それから体育用具等の購入等々に使うということで、各校当たり50万円、10分の10で、都から補助されるものでございます。

その下でございます。スケート体験教室でございます。

資料でございます。A4、1枚ごらんいただきたいと存じます。スポーツコンダクタースケート教室をごらんいただきたいと存じます。

1の概要のところでございます。まず、目的から申し上げます。当日は、オリンピッ

ク選手数名によるコーチ陣を編成いたしまして行います。そうした選手と触れ合う機会を設けることで、まず一つは子どもたちに夢と希望を届ける目的がございます。

それから、オリンピック・パラリンピックの開催機運醸成、こうした目的もございません。

それから、身近にスケート場がない北区、こうした立地環境を踏まえまして、スケートを身近なものにする。スケートに興味・関心をもつきっかけづくりを提供いたしまして、新たなスポーツ人口を創出する目的が3点目でございます。

それから4点目の目的でございますけれども、スケートを通じたバランス感覚、それから体幹機能を強化するなど、運動能力の向上を図るという四つの目的をもった事業でございます。

2の内容でございます。対象でございますが、区内小学生4から6年生60名でございます。

時期は、1月を予定してございます。

実施方法でございますけれども、スケート教室は陸上と氷上、この二日間で構成をしております。1日目は、トレーニング基礎編といたしまして、バランス感覚、体幹トレーニング、スケートの歴史・魅力等を伝えるプレゼンテーション等で構成をいたしまして、こちらは氷の上ではなく陸上で行います。

2日目でございます。こちらは近郊のスケート場を貸し切りまして、スケート実践編といたしまして、氷の上を滑っていただくものでございます。会場でございますが、前もって早い段階から貸し切りできる施設が都内にはございません。そこで、今回につきましては、山梨県富士吉田市の富士急のスケート場を貸し切りまして、現地までバスを雇い上げまして開催するというところでございます。

参加費用でございます。都内から富士吉田市までの往復のバス代相当、お一人1,800円でございます。参加者負担としてご負担いただきます。

この教室が終わった後でございますけれども、希望される方には、スポーツコンダクターによる少人数のスケート教室でございまして、都内のスケート場、貸し切りの会場とはなりません、一般のスケートリンクの一部を利用させていただき、レッスンを2回程度行いたいと考えてございます。

3の今後の予定でございます。区議会に補正予算を計上いたします。事業費総額、お示しのおり95万1,000円、補正予算の資料のおりでございます。内訳でございますが、リンク貸し切り料、それから貸し靴、ヘルメット等の合計が約21万円、それからバスの雇い上げ、内訳は数字でお示ししてございません。恐縮でございます。バスの雇い上げが20万円、それからスケートのコーチ人、オリンピック5名程度を予定してございます。謝礼50万円を予定してございます。参加者の募集につきましては、11月を予定してございます。

以上でございます。

加藤委員長

ありがとうございます。

学校改築施設管理課長

委員長

加藤委員長

学校改築施設管理課長

学校改築施設管理課長

恐れ入ります、私からは区立小中学校・幼稚園における樹木の健全度調査の実施について、ご説明をさせていただきたいと思っております。本日、事前にお配りしました資料の差し替え版を机上配付させていただいております。それについてご説明をさせていただきます。よろしいでしょうか。

1番、要旨でございます。区立の小中学校・幼稚園における5,000本を超える樹木がございます。報道等でご案内かと存じますが、昨今全国の公共施設等で倒木や枝の落下等により歩行者がけがを負う事故が発生、散見されてございます。近いところでは、4月に川崎市で商業施設内の街路樹が幼稚園児の頭を直撃、頭蓋骨を折る重傷、もしくは広島県で3月ですが、文化施設の敷地内でやはり樹木が倒れ、女性が一人お亡くなりになってございます。学校の樹木につきましては、既存の鉄筋コンクリート校舎が木造校舎から建てかえされる前から植わっているものもございます。そこで、校舎や体育館などの学校施設同様、樹木についても今後適切な老朽化対策を進めるために、その基礎資料として樹木の健全度調査を実施させていただくものでございます。

2として調査内容をまとめてございます。調査対象施設は、1にありますように全区域小中学校及び幼稚園でございます。調査対象とした樹木でございますが、およそ地上から1.2mの位置の高さで、幹周りは30cmを超える樹木を想定してございます。この1月に、学校の協力を得まして、この要領で調査をしましたところ、全部で5,045本ございました。ちなみに一番多い木が桜で646本、一方で不明な木が2,311本、全体の4割は不明でございまして、いかに現場の専門知識を有さない職員による調査に限界があるからというのがわかってございます。

財産の一部である樹木の管理自体は、これまで十分できてこなかったこともわかってきましたので、このような調査をやらせていただくことになった一因となっております。

(3)の調査方法をまとめてございます。①としまして、まず受託事業者である造園技師が、調査対象樹木を全て目視点検いたします。

②としまして、この目視点検は、健全度調査はもとよりですが、先ほどご紹介しましたとおり、これまで特に樹木を網羅的に把握するための台帳等を整備してございませんでしたので、樹木の種類や大きさ、樹木のプロフィール等を調査対象の樹木については全て学校ごとに樹木配置図や、樹木台帳としてまとめていきたいと考えてございます。

③としまして、目視診断により健全性が疑われる樹木につきましては、より専門的な診断能力を有する樹木医によりまして、改めて精密診断測定を行います。具体的には、木づちの打診による異常音の調査や、キリを幹周り、樹幹に刺しまして、その抵抗力によって空洞や腐っている度合いを調べさせていただくレジストグラフ調査といいますが、これを実施させていただきます。

④としまして、この精密度診断測定の結果によりまして、樹木ごとにいたんでいる樹

木については診断書をまとめて、具体的な処置、対策を実施していきたいと考えてございます。

最後に3としまして、調査結果を踏まえた対応でございます。精密度診断測定の結果、児童・生徒の安全を脅かす危険性が明らかになった樹木につきましては、その緊急度に応じて、以後計画的に剪定、伐採、抜本等を実施させていただきます。一方で、木の勢いの回復が見込める樹木につきましては、適切な処置をして生き返らせていきたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

加藤委員長

ありがとうございます。

教育指導課長

委員長

加藤委員長

教育指導課長

教育指導課長

私からは、オリンピック教育推進校事業費について、ご説明させていただきます。オリンピック教育推進校の事業につきましては、東京都の委託事業でございます。2020年東京五輪・パラリンピックに向け、本年度、児童・生徒が五輪の意味や参加国の歴史、文化を学ぶオリンピック教育を始めるものでございます。都内全体で300校を指定いたしました。実際応募は600校ほどあったということでございます。9月からは、都内区市町村の学校に、五輪・パラリンピックに出場経験のある選手を派遣いたしまして、実技指導などで交流するものでございます。

今後、オリンピックの大会理念や、参加国の歴史、文化の学習、身近に住む外国人との交流を共通の必修項目として、地域のスポーツ大会へもボランティア参加などを取り組んでまいります。

具体的には、北区におきましては稲付中学校、清水小、第三岩淵小学校、梅木小学校でございます。具体的には国際理解教育、食育、またオリンピックの歴史等についての学習ということで書籍費に充てたり、また体育の講師費ということで、費用を充てていく予定でございます。

以上でございます。

加藤委員長

ありがとうございます。

学校改築施設管理課長

委員長

加藤委員長

学校改築施設管理課長

学校改築施設管理課長

説明の段取りが悪くて、本当に申しわけございません。予算の補足説明ということで、お手元の稲田小学校の増築についてご説明をさせていただければと思います。よろ

しくお願いいたします。

概略は先ほど教育長からご説明があったとおりなのですが、初めに1の要旨でございます。児童数の増に伴う学級増による今後の普通教室不足が懸念されます稲田小学校について、平成27年4月からの利用開始を目標に増築工事を実施するものでございます。

2番としまして、教室不足に至るこれまでの経過を大きく3点まとめてございます。

(1)では過去の減築、特別教室等の解体についてまとめてございます。今から15年ほど前になりますが、同校の耐震補強工事を実施する際に、校舎のコンクリートの耐力度を調査しましたところ、9教室ほどから成る特別教室を、昭和37年にできたものですが、著しくもろいものであることが判明しました。子どもたちの安全を守るために、校舎の倒壊等の危険を回避するという目的で、解体工事を実施してございます。この際、解体して減ってしまった特別教室等につきましては、残った校舎にある余裕教室、いわゆる普通教室ですけれども、これを転用することで十分対応ができるという判断をしまして、以来、これまで同校は区立学校の中では余裕教室の数が最も少ない学校となつてございました。

次に(2)でございます。指定校変更の厳格化に伴う入学児童数の増と今後の見込みでございますが、平成22年度から実施しました指定校変更の厳格化によりまして、それまで低調であった学区内の未就学児の同校への就学率が徐々に上昇するようになりました。表をごらんいただきますと、例えば指定校変更の厳格化を行う前の平成21年度では、学区内の就学予定児童の方50人に対して、実際に稲田小に入った方は17人、34%でございました。それが翌平成22年度から指定校変更を厳格化した結果、同校への就学率が上昇をたどるわけですが、本年4月になりまして一気に80%を超える就学率を記録したということでございます。

これにより解体工事があったとき以来、15年ぶりに複数学級を有する学年が生じるほどの児童が急増したということでございます。同校の学区内の未就学児、今現在生きておられる0歳から5歳のお子さんですが、少なくても45人、多くても58人の範囲でおられます。今後も80%を超す就学率を記録しますと、この5年間いずれも各学年2学級となることが予想されまして、余裕教室が足りない中では不足が懸念されるということでございます。

次に(3)では、教育環境の整備の必要性についてまとめてございます。この4月の学級増には、それまでの少人数学習室を普通教室に転用することで対応してございます。これが最後の余裕教室だったものですから、先ほどご説明しましたように、これ以降増える学級に対しては普通教室を用意できない状況でございます。

また、他校は余裕教室を活用して整備しておりますランチルームなどがこの学校の場合にはこれまでない、学校長からお聞きしている限りでは、保護者からは早期の放課後子どもプランの実施が待ち望まれているというお話も聞いてございますので、以上の経過からこのほど稲田小学校については、増築を図るべく増築経費を補正予算計上させていただいたところでございます。

恐れ入ります、裏面をごらんください。3としまして、増築計画の内容をお示ししてございます。(1)の増築の目的では、これまでご説明した状況や課題等に対応するた

め、①から③まで3点まとめてございます。①では、普通教室不足に備えた教室増、②では、放課後子どもプランの導入も可能とする諸室分の増、③では、今日的に求められる教育環境の充実のために使うための諸室の増でございます。

(2)は、増築内容でございます。ワンフロア4教室の2階建て、計8教室は増築いたします。恐れ入ります、別紙をごらんください。稲田小の施設配置図でございます。赤い線が解体後に建築された児童の更衣室と多目的室でございます。青線が敷地内にあります学童クラブの棟でございます。この2棟を解体しまして、緑色の線でお示した部分に新しく校舎を増築する予定でございます。なお、既存の校舎と増築校舎は、廊下で連結されて利便性に配慮をいたします。

また、増築部分の具体的な使い道や、新しい各種教室の配置は、今後学校長が望ましい教育環境の視点から、既存の校舎も含めて諸室の再配置を検討し、決定することとしてございます。

資料にお戻りください、恐れ入ります。(3)といたしまして、事業の開始でございますが、来年3月を予定してございます。

また、(4)として、今後の予定でございますが、補正予算が可決されましたら、保護者の方々への説明会、増築工事予定箇所にある学童クラブ等の教育未来館への仮移転を考えてございます。そして8月に着工、来年2月の完成を目指して工事を進めてまいります。

最後になりますが、4としまして北区立小中学校改築改修計画との関係をまとめてございます。本年3月にご決定いただきました改築改修計画では、今後10カ年以内に改築が済んでいない残りの中学校6校と、昭和30年代に建築された小学校の改築を目標にしております。稲田小学校は、昭和34年築で、やはり小学校の中でも3番目に建築年次が古い学校です。そういうことで、改築対象校と計画の中ではなっておりますが、改築となりますと新校舎の完成までに四、五年を要します。これでは、来年4月にも懸念される普通教室不足に対応することができないことから、あくまでも緊急対応として今回は本増築工事を実施させていただくものでございます。

長くなりましたが、説明は以上でございます。

加藤委員長

ありがとうございます。本件について、ご質疑、またはご意見はございますか。

森下委員

委員長

加藤委員長

森下委員

森下委員

まず、オリンピック教育推進校の事業費等についての質問をしたいのです。先ほど北区のスポーツコンダクター、石野枝里子さんがここに来てご挨拶をしてくださったのですけれども、主にあの方がこの推進校4校の中心になって指導に当たられるのかどうか1点です。

それと、オリンピックに対する理解ということで、文化・歴史等の勉強の講師を呼ぶというのは、この4校だけであって、2020年に向けて他校の子どもたちへのそうい

う計画のようなものも区としてはゆくゆくは考えておられるのでしょうか。私はできれば37校の子どもたち、あるいは12校の中学生等も含めてそういう理解をぜひ広めてほしいなという願いがあります。

それと、スポーツアカデミーの事業ということで、スケート教室の開催についてです。石野さんを選んでいる限りスケートということに限定されているのかもしれませんがけれども、平均すれば2校に3人の割合ですよね。そうすると、60名ということは2校で3名ぐらいの計算、1校で1.5名です。これは全区にわたってここに書かれた目的に沿って事業を進めていこうということですがけれども、何か非常に狭い範囲の、ないよりはあったほうがいいのですけれども、それをどうつなげていくかというあたりが非常に今後難しいかなと。知らないスポーツを理解していくという目的には合っているのですけれども、オリンピックということを考えたときに、もっと全体の子どもたちに直、受けとめられるようなものがないのだろうかということです。

また、石野さんが北区のスポーツコンダクターに選ばれたという深い理由があるとすればお聞かせいただきたい。すばらしい方だということは、オリンピックにも出られましたし、記録も保持されているし、梅木小とか三岩小でも運動会でお目にかかって、大変すばらしい方だということはよくわかっておりますけれども、あの方が選ばれた当たりのところも、もしわかるようでしたら教えていただきたいなと思っています。

東京オリンピック・パラリンピック担当課長

委員長

加藤委員長

東京オリンピック・パラリンピック担当課長

東京オリンピック・パラリンピック担当課長

まず1点目のオリンピック推進校4校でございます。今後この4校についてだけ、オリンピックとして重点的に取り組んでいくのかということでございますけれども、石野コンダクター、4月から採用してございます。当然、石野は全区学校に限らず、地域も含めてオリンピック・パラリンピックの機運醸成を図っていく意味で、これから学校・地域、あるいは児童館・幼稚園と積極的に入って、いろいろな出前講座を展開してまいります。そうしたことから、2点目のご質問とも重複する部分でございますけれども、北区といたしましては推進校のみならず全校の学校に対してさまざまな働きかけをしてまいりたいと考えてございます。

石野自身は、非常に子どもたちに夢と希望を与えるという視点もございます。それから、彼女自身がいろいろな壁にこれまでぶつかってまいりました。選手をやめようと思ったこともございます。コーチとトラブルになったこともございます。そうした壁を幾つも乗り越えてきた中で、自己実現を夢に向かって達成をしてまいりました。そうした中で、子どもたち、そして地域に自己実現をいかにしてこれまで努力して頑張ってきたかと、どう乗り越えてきたかを伝えていく形でのコンダクター・指揮者という役割を果たしていきたいと思っております。

子どもたちはそれぞれスポーツに限らずいろいろな夢がございます。そうしたそれぞれの夢は違いますけれども、そうした夢に立ち向かう、どうやって壁を乗り越えて進んでいったらいいかということを経験講座、出前講座に限らず学校での休憩時間、そうしたところにも顔を出しますので、そうした中で子どもたちが学んでいただければいいかなと考えてございます。

それから、北区版スポーツアカデミーの展開でございますけれども、今回たまたまスケート教室ということでご紹介をさせていただきました。アカデミー事業、このほかにトップアスリート交流教室、ご紹介のとおり今年度は6種目に拡充をいたしまして実施いたします。それから、キッズアスレティックス教室、これも4校程度で今年度実施をしてみたいと考えてございます。

それから、今現在会場を調整しておりますけれども、フェンシングの通年の教室、こうした展開もしてみたいです。その他、石野が学校に出向いてまいりまして、全校に対していろいろな働きかけをしてみたいと考えてございますので、全校そして区内全域にわたりまして、オリンピック・パラリンピックを重点的に取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

失礼しました。もう1点よろしいでしょうか。オリンピック推進校に対します1校50万円掛ける4校で200万円でございますが、これはあくまでこの4校に対しての助成でございます。この指定は毎年入れかわるといいますか、もちろん継続して制することは可能でございますけれども、毎年見直しという形で行って、制度としてはそうした形になってございます。

田草川次長

委員長

加藤委員長

次長

田草川次長

今現在、北区ではいわゆるサブファミリーを通しての特色ある学校づくりを進めているところで、この特に4校につきましては、NTCに近いということもありまして、スポーツを通じてということが一つのポイントになっております。当面この形でタイプはちょっと違いますけれども、やらせていただきたいというところでの今回の予算措置になった一面もございます。

以上でございます。

加藤委員長

ほかに、ご意見はありますでしょうか。よろしいですか。

(質疑・意見なし)

加藤委員長

それでは、ただいまの各委員のご意見を伺いますと、本件に対し特に反対意見はないようですので、本件については意見なしとすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

加藤委員長

ご異議ないと認め、本件は意見なしとすることに決定いたします。

次に、日程第2、第27号議案「職員の配偶者同行休業に関する条例（幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正に関する部分に限る。）等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」を議題に供します。

まず、職員の配偶者同行休業に関する条例（幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正に関する部分に限る。）について、事務局から説明をお願いいたします。

教育指導課長

委員長

加藤委員長

教育指導課長

教育指導課長

本議案は、職員の配偶者同行休業に関する条例の制定に伴い、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。恐れ入りますが、5ページをごらんください。

具体的には、附則6の幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するとなっております。左のところに書いてある内容でございます。後ほど説明させていただきます。

また、あわせて、A4判の第27号議案参考資料①をごらんください。職員の配偶者同行休業でございますけれども、これにつきましては外国で勤務等をする配偶者と、外国において生活をともにするための休業について、必要事項を定めた条例でございます。休業は、職員が配偶者と生活をともにすることを条件に、3年を超えない範囲で承認できるとしております。この休業を取得中の職員につきましては、いかなる給与も支給しないとするため、今回幼稚園教育職員の給与に関する条例に、配偶者同行休業中の職員にはいかなる給与も支給しない旨を定めるものでございます。

恐れ入りますが、裏面をごらんください。こちらに、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正、新旧対照表がございます。先ほども説明させていただきましたが、現行のところ、地方公務員法第55条の2第5項の規定により、休職となった職員のこの後に、同法第26条の6、第1項の規定による配偶者同行休業中の職員を加えさせていただきます。

また、就学休業中の職員には、その休職、育児休業またはというところですが、その育児休業中の職員には、その休職、配偶者同行休業という形で、その休職という後に配偶者同行休業という言葉を加えさせていただくことによりまして、配偶者同行休業中の職員には、いかなる給与も支給しない旨を定めるものでございます。

幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正は、職員の配偶者同行休業に関する条例の制定に付随するものでありますので、この条例制定の附則の中において改正することとしたいということでございます。

よろしくをお願いいたします。

加藤委員長

この件について、ご質疑、またはご意見はございますか。

(質疑・意見なし)

加藤委員長

特に意見がないということですので、次に「東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について」事務局から説明をお願いいたします。

学校支援課長

委員長

加藤委員長

学校支援課長

学校支援課長

それでは、条例について、ご説明をいたします。恐れ入りますが、こちらの第27号議案、最終ページ、裏表紙のページになりますが、こちらをごらんください。第38号議案参考資料として、新旧対照表、上下にそれぞれ表のあるページでございます。下にページ数が4ページと振られてございます。

今回、条例の改正を行いますのが、東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例でございます。このうち今回改正となりますのは、この別表、補償額表でお示しする学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の補償基礎額でございます。北区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償は、別表にお示しの補償基礎額を基礎として行いますが、区条例の補償基礎額等は東京都の基準に準拠することとなっております。都条例の改正条例が去る平成26年3月31日付をもって公布施行されました。そのため、都条例の改正に合わせて区条例の改正を行うものでございます。改正後は上の表、現行は下の表となっております。

本日は、別添で第27号議案、参考資料②、こちらの別添の資料をおつけしてございますので、こちらをごらんいただきたいと思っております。こちらの鍵括弧、改正内容でございますが、こちらの表に改正前、改正後の補償基礎額をお示ししています。アの項目、経験年数5年未満の学校医及び学校歯科医の網掛けの部分は変更なしとなっております。また、オとカの項目の学校医及び学校歯科医の補償基礎額は増額、それ以外は減額となっております。

次に、表の下の鍵括弧、施行期日等でございます。①施行期日は、公布の日からの施行となります。

②増額改定となる補償基礎額は、平成25年12月1日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償及び傷病補償年金等にさかのぼって適用いたします。

③減額改定となる補償基礎額は、施行日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償及び傷病補償年金等で施行日以後の期間について支給すべきものに適用いたします。

④でございます。平成25年12月1日から施行日までの間に支払われました公務災害補償及び傷病補償年金等のうち、補償基礎額が増額改定となるものについては、既に支払われた金額は当該公務災害補償の内払とみなします。

私からの説明は雑駁でございますが、以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

加藤委員長

この件について、ご質疑、またはご意見はございますか。

(質疑・意見なし)

加藤委員長

それでは、ただいまの各委員のご意見を伺いますと、本件に対し特に反対意見はないようですので、本件については意見なしとすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

加藤委員長

ご異議ないと認め、本件は意見なしとすることに決定いたします。
次に、日程第3、第28号議案「平成27年度区立幼稚園園児募集方針について」を議題に供します。事務局から説明をお願いいたします。

学校支援課長

委員長

加藤委員長

学校支援課長

学校支援課長

それでは、第28号議案、平成27年度区立幼稚園園児募集方針について、ご説明申し上げます。恐れ入りますが、1ページ目をお開きください。平成27年度区立幼稚園園児募集方針でございます。

1といたしまして、園児募集に際しまして、応募幼児数が当該園の定数を上回った場合の記述でございます。当該園の定数を上回った場合は、抽選といたします。ただし、応募幼児の兄または姉、兄弟が当該園の年少クラスに在園中の場合は当該幼児を無抽選とするものでございます。

2といたしまして、園児募集に際しまして、1学級10名以下の場合には、原則として新たな学級編制を行わないとするものでございます。なお、新たな学級編制を行った場合であっても、当該4歳児の園児数が10名以下となった幼稚園は、翌年度の園児募集を行わないというものでございます。

3でございます。園児募集に際しては、第2希望園の有無を明記させるものとするということでございまして、募集方針の内容そのものは、平成26年度と同様のものがございます。

恐れ入ります、もう1枚お開きいただきまして、横の表になります。今年度平成26年度の幼稚園の園児数と充足率を資料としておつけいたしました。4歳児につきましては、下の合計欄になりますが、定員数219名のところ、園児数が144名の応募がございまして、充足率が66%でございます。そのお隣、5歳児につきましては、同様に233名の定員に対しまして、園児数が161名、充足率で69%、そのお隣、あわせまして6園全体の定員数452名、園児数は305名、うち括弧書きとしました22名

は特別な支援を必要とするお子さんの数でございます。充足率は67%となっております。

園児数につきましては、平成22年度以降昨年度までは、おおむね320人前後で推移し、充足率で申し上げますと71%から73%の間という状況になっておりましたので、今年度は若干数字が低くなっているところでございます。

私からの説明は以上でございます。よろしくご審議いただけますよう、お願い申し上げます。

加藤委員長

本件について、ご質疑、またはご意見はございますか。

(質疑・意見なし)

加藤委員長

それでは、ただいまの各委員のご意見を伺いますと、本件に対し特に反対意見はないようですので、本件については原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

加藤委員長

ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定いたします。
次に、報告事項に移ります。日程第4、報告第29号「東京都北区立岩井学園における事故に関する和解」について、事務局から説明をお願いいたします。

学校支援課長

委員長

加藤委員長

学校支援課長

学校支援課長

それでは、私から報告第29号の東京都北区立岩井学園における事故に関する和解について、ご報告申し上げます。恐れ入りますが、1枚おめくりいただけますでしょうか。

まず、専決処分年月日でございますが、平成26年2月18日。決定額が3万7,166円、こちらは自治体総合賠償責任保険でお支払いをしております。相手方でございますが、千葉県南房総市在住の市民でございます。

事故の概要でございますが、平成25年10月16日、北区立岩井学園におきまして、台風26号の強風により設置していた木製の物置が倒壊・飛散し、隣地にありました自動車のパイプ車庫、これに接触し、損傷した事故でございます。

被害者との間に和解が成立いたしまして、損害賠償金をお支払いいたしました。

今後は、このような事故は起きないように、施設管理を徹底してまいります。

私からは、以上でございます。

加藤委員長

本件について、ご質疑、またはご意見はございますか。

(質疑・意見なし)

加藤委員長

ご質疑・ご意見はないようですので、本件に関する報告は終了いたします。
次に、日程第5、報告第30号「総合型地域スポーツクラブあり方検討委員会の中間報告について」、事務局から説明をお願いいたします。

スポーツ施策
推進担当課長

委員長

加藤委員長

スポーツ施策推進担当課長

スポーツ施策
推進担当課長

それでは、総合型地域スポーツクラブあり方検討委員会の中間報告につきまして、私よりご説明をさせていただきます。恐れ入ります、委員会資料をごらんください。

1の経過でございます。総合型地域スポーツクラブは、平成15年に策定いたしましたスポーツライフビジョンに、期間的な取り組みとして位置づけをされてございます。さらに、平成24年に策定をした「北区スポーツ推進計画」では、地域スポーツの推進に向けた重要な方策と位置づけられております。

北区におきましては、平成19年以降、2つの総合型スポーツクラブがNPO法人として活動してきましたが、旧北園小学校施設の利活用の終了に伴いまして、その1つである北園クラブが昨年7月末に解散するなどの状況を踏まえまして、これまでの総合型クラブの運営方法などを早急に見直す必要が生じたものでございます。

そのために、昨年10月に、総合型クラブが抱えるさまざまな諸課題などにつきまして検討するため、学識経験者などで構成される「総合型地域スポーツクラブあり方検討委員会」を設置し、7回の検討委員会を開催いたしました。

その結果、中間報告がまとまりましたので、本日ご報告をさせていただくものでございます。

続きまして、2の中間報告のポイントでございます。ここからは、水色の冊子の中間報告をごらんいただきたいと思います。表紙を1枚おめくりいただきまして、1ページをごらんください。

第1章では、総合型クラブの意義を示してございます。1の総合型地域スポーツクラブとはでは、身近な場所で誰もがスポーツを気軽に楽しむことができ、住民が主体となって運営するクラブであることを説明しています。黒い枠の中には、総合型クラブの特徴を示してございます。地域住民が主体となり、自主的に自主財源を主として運営されている点や、複数のスポーツ種目が用意されている点、また、地域住民の誰もが集い、それぞれの年齢・興味・関心、体力レベルなどに応じて活動できる点などが挙げられております。また、下半分には、組織モデルの図を示してございます。

次に、4ページをごらんいただきたいと思います。総合型クラブの意義・必要性を示したイメージ図でございます。図の上のほうには、スポーツを取り巻く地域の諸課題を示してございます。子どもの体力低下の課題や、シニア層の健康づくりや、コミュニティの希薄化の課題、働く世代の運動不足などがございます。

矢印の下にこのような課題を解決する手段として、身近な地域で気軽にスポーツができたらいとの思いが、次の矢印の下に実現する形で示しております。それが、北区の地域にふさわしい総合型クラブの実現です。クラブが実現することで、スポーツ実施率の向上や、地域コミュニティの形成、生きがい・健康づくりの増進が図られることや、体力の向上やアスリートへの道が開かれるなどの効果が期待されることをお示したイメージ図でございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。第2章では、北区における総合型クラブの現状と課題について、お示しをしております。2の北区における総合型クラブの経過と動向につきましては、北区では「北園クラブ」と「れっど★しゃっふる」の二つの総合型クラブが設立され、その運営形態の違いについては、6ページの表でお示しをしております。設立・経過、運営スタッフ、自主プログラムなどをお示ししております。

3の検討委員会での主な課題でございます。こちらにつきましては、7ページのイメージ図2をごらんください。総合型クラブを取り巻く課題といたしまして、総合型クラブの目的や他のスポーツ団体との違い、誰でもわかりやすい名称の検討や、クラブ運営の中心となる人材確保の課題、また活動場所の確保策などが挙げられております。図の中心にある総合型クラブが、それらの多くの課題に取り囲まれ、困り果てて額から汗をたらたら流しているような状態をあらわしております。

次に、8ページにお進みいただきまして、第3章では、北区における総合型クラブの基本的な考え方、北区が目指すクラブ像をお示ししております。

1の総合型クラブの位置づけ、(1)の目的では、北区における総合型クラブは、地域住民の健康・体力づくりのために、スポーツ活動の場を提供して、スポーツの振興を図るとともに、区民一人ひとりの充実した生活の実現と、地域における豊かな人間関係の形成に資することを目的として位置づけられております。

(2)の運営の主体では、地域の方々が主体となり、地域のニーズに応じて、自主的に設立・運営する団体であることが示されております。

(3)の役割につきましては、スポーツを通じて区民の体力づくり・健康づくりを進めるとともに、地域コミュニティを形成する役割がございます。また、地域の人たちに、気軽に多彩なスポーツの場を提供することや、地域のスポーツ情報を総合的に提供する役割ですとか、区民のスポーツ実施率の向上を図る役割がございます。総合型クラブは、きっかけづくりとして、初心者向けの多彩なプログラムを中心に地域に提供することで、体育協会に所属するスポーツ団体との役割分担を図っております。

この役割の項目につきましては、昨日検討委員会の委員長より一部順番の入れかえをしてほしいとのご要望をいただいております。前後の意図があると考えてございます。

続きまして9ページをごらんください。(4)の性格では、地域の方々が主体となり、自主的に設立・運営する団体であることや、総合型クラブの運営には、当該地域の町会・自治会・青少年地区委員会・学校PTA・シニアクラブなどがかわることとし、営利を目的としない公益的な団体としての位置づけをしております。

(5)の活動範囲では、主に学校を活用して、1から2の中学校区を想定してござい

ます。

2の運営体制でございます。運営組織は、1ページへお戻りいただきまして、中央にございます組織モデルに準ずるものとしたしまして、総合型クラブに理解のある地域の人材を結集して、地域ぐるみの体制をつくり上げる必要性を示してございます。

次に、10ページに参りまして、(4)の財源の確保でございます。活動資金につきましては、会費を主な財源にすることや、日本体育協会や日本スポーツ振興センターで行う事業なども活用を図ることを挙げてございます。

11ページに参りまして、(5)に、事業実施における留意事項として、15項目を挙げてございます。

3の活動場所の確保につきましては、地域団体と連携して学校の体育館・グラウンドなどを基本的な活用場所として活用するとしてございます。また、総合型クラブが、学校の地域開放の推進役として、休日・夜間開放時の学校施設の管理や利用調整を行う地域開放事業を受託することも可能性について検討するとし、これにより学校の負担を軽減して、学校施設の開放が促進されることを期待してございます。

次に12ページをお願いいたします。(4)のクラブハウスについてですが、拠点となる事務スペースと交流スペースが必要であることから、改築校に設けられました地域開放スペースなどの活用方法について、検討するとしてございます。

その下に参りまして、4のスポーツ推進の役割でございます。スポーツ推進委員は、総合型クラブの設立・運営において、中心的役割を担います。地域の実情を把握して、総合型クラブに係る地域ネットワークの構築に努めます。

次に、15ページをごらんください。こちらは、総合型クラブの設立イメージ図でございます。スポーツ推進委員が中心となって、地域の人たちである体育協会や町会・自治会、青少年地区委員会やPTAなどと連携を図りながら、準備組織を立ち上げ、クラブの設立へと至る経過と、地域における団体との相関関係を示した設立イメージ図でございます。

次に、16ページをお願いいたします。5の教育委員会の役割でございます。総合型クラブの振興に向けて、教育ビジョンなどへの位置づけ、及び規定の整備や予算措置に努めること。北区版総合型クラブに見合った支援策の充実に努めること。また、設立・運営のためのスポーツ環境の整備や、学校施設を中心とした活動場所の確保、クラブのPRや、会員確保への支援、関係団体との連絡調整、スポーツ関連事業の総合型クラブへの委託などに努めることが挙げられてございます。

第4章の今後の進め方でございます。本検討委員会の結果を踏まえまして、既存の団体への対応では、活動場所の当面の課題への対応ですとか、総合型クラブの新設につきましては、スポーツ推進委員を中心に、王子地区及び滝野川地区での設立について検討し、新たなモデルとして実施することを挙げてございます。

それでは、委員会資料にお戻りいただきまして、裏面の3、今後の予定でございます。6月に教育委員会及び文教委員会にて中間報告を説明し、各会派に意見を求めてまいります。また、区内のスポーツ団体等に説明をし、意見聴取を行います。6月から9月にかけて、検討委員会を1回から2回開催し、最終報告の取りまとめを行います。9月の教育委員会・文教委員会に、最終報告を行いまして、9月以降に最終報告の

内容を教育ビジョンなどへ位置づける予定でございます。

大変雑駁ではございますが、私からの報告は以上でございます。

加藤委員長

それでは、本件について、ご質疑、またはご意見はございますか。

なければ、私から、王子地区・滝野川地区に一つずつとりあえずつくろうというお話なのですが、滝野川にも地区として6地区あります。というのは、地区委員会が六つあって、それで町会が47、連合自治会等に参加しているのがあります。

そういった中で一つつくる場合、どこを中心としてまとめていくかというときに、スポーツ推進委員が滝野川地区でまとまって、例えば滝野川地区の中のスポーツ推進委員がブロック単位になっていて、一つずつそれが統合されていて、その中でこういうところが適当ではないかというものがあれば、そういうものの提案を早目にさせていただきたい。各地区委員会、要するに若い人たちを活用する場合においては、青少年の地区委員会のほうが、連合自治会よりも活動的なものは多いだろうと思うのですね。

例えば、各地区の運動会にしても、それぞれ地区の推進委員の人たちが中心となって、それぞれの地区の運動会を形成している場合が多いので、そういう意味ではその辺をどういう形でどこを中心としてまとめていくかということも出されると、それに対して協力体制とか意見等を述べやすくなるだろうと思うのですね。

ただ漠然と滝野川に1校、王子に1校というと、例えば滝野川の西地区と東田端の地区では相当離れていて、交通の利便性だとかを考えたときに、なかなか滝野川会館に行くにしても、滝野川西地区の人はバスが通っていないとか、いろいろな問題があると思うのですね。

ですから、利便性を考えたときに、より多くの人に参加できるような組織にするために、二つつくってやるのか三つつくるのか、あるいは本当に一つつくってモデル地区としてそれでやるのか、そこら辺も含めて考えていかないと、なかなか伸ばすことが難しいのではないだろうか。赤羽地区に北園クラブができて、その後、れっど★しゃっふるができた。北園クラブはなくなってしまったわけですが、その後、そういう動きがすぐできるのかどうかといった問題も含めて、失敗したことについていい経験として、次には活かせるような対応をぜひつくってほしいと思います。

以上です。

何かご意見がありましたら。

スポーツ施策
推進担当課長

委員長

加藤委員長

スポーツ施策推進担当課長

スポーツ施策
推進担当課長

一つ北園クラブがなくなってしまったことで、今は赤羽地区しかありませんので、次には滝野川地区に、まずはモデル地区として設けていこうという動きがあります。検討委員会の中で滝野川紅葉中学校の校長先生が委員でした。地域開放スペースを使って、ぜひ拠点として滝野川紅葉中でやってみてはどうかと、そのような提案をいただきました。

た。まずは滝野川紅葉中を中心に地域の人たちとの連携を密にとりながら、やはり地域の中で根づいていきませんか、でき上がった方がいいが、2年・3年でだめになってしまったということでは、この提言が生きてきませんので、十分地域になじむ形で何回もイベント等を繰り返しながら、人材を確保し、そして場所をしっかりと確保して、安定的・継続的に運営していきたいと思っています。

事務局次長

委員長

加藤委員長

事務局次長

事務局次長

補足させてください。今お話にありましたとおり、これは地域を巻き込むのは大変ある意味で簡単そうで難しい話だと思います。スポーツ推進委員がまず、スポーツ推進委員の中で地区別に分かれて、そしてこれを立ち上げる検討をそれぞれでしている状況がございます。その中で最も確率的に早目にできるのではないかとされているのが滝野川地区で、今具体的に中学校の名前が出ましたけれども、そこが何とか活用できないかということです。

早い段階で、この15ページにイメージ図がございますけれども、スポーツ推進委員が周りのドーナツ型の枠の中のいろいろな方々にまず話をしまして、それでご理解を地道に得ていくといった活動がまず何より重要になってきて、そして可能であればすぐその準備組織という点々で囲まれた一番上の部分ですけれども、こういったものを確立したいと。ですので、そうなりますとあの地区の場合は、滝野川西と滝野川東と両方にかかりますので、連合町会の単位では両方の単位。そしてその絡んでくる学区域内のPTAの方々とか、それから町会長さんたちにもお話をすると。地区委員会もそうしますと二つかかりますのですよね。場合によっては学校によっては三つにもなる場合もあるかと思えます。

そういう場合には、それぞれにお話を通して行って、早い段階からそういった方々のご理解を得ながらつくっていくというのが、今回の最も中心になる作り方ですね。その合意を得ていくことによって、学校がある程度優先的に使うことをご了解いただく、そしてその内容的には地域の方々の健康づくりや体力づくりに、利益を求めずしてきちんと貢献できるとそういう内容をつくっていくことをしませんと、これはできないと思っております。

簡単そうで、相当難しい作業になりますので、滝野川につきましては今後慎重にかつある程度のスピード感をもってやらせていただければと思っております。具体的にこの最終的な報告ができ上がったからは少し急ぐ形で、今からも少しはお話をしてもいいかなと思っておりますが、急いでやらせていただければと思っております。無理して一遍に応じろとかとしますと、ちょっと失敗する可能性もあるかもわかりませんので、一つ一つ丁寧にやっていきたいと、そう考えているところです。

以上でございます。

加藤委員長

ありがとうございます。私から、滝野川紅葉中学校を中心とした部分というのは、あ

くまでも今おっしゃられた滝野川西と東、特に町会で言うと13町会、要するに学区域にある学校、それがサブファミリーで形成されている5校の小学校はありますけれども、その範囲内だと非常に行きやすいだろうと。ただ、滝野川も広いですから、そうすると滝野川につくったからいいだろうではなくて、できれば滝野川を東西に分けるなり、三つに分けるなり、それはある程度同時進行でその理解を求めながら、早くできたところから始めていくような体制をしないと、何であそこばかりという部分も出てくるのではないかと思うわけですね。

ですから、できれば中学校に一つずつぐらいの範囲内で、田端中なら田端中の範囲内で一つつくっていく。そして飛鳥中、滝野川はちょうど3校ですので、飛鳥中を中心とした中で一つつくっていくという形で、できるだけスポーツ推進委員を活用するならば、同時進行の中でやっていって、それで一番早くできる可能性があるのは滝野川紅葉中学校のところかもしれないですけども、そういう進行をどこも一斉に挙げていく形で、底上げを考えた要するに住民に説明できる体制づくりをやって、それでとりあえず滝野川紅葉が早ければ、早いところではここでやっていますら、一応モデルとして滝野川の人たちは見たらどうでしょうか、行ってみたいいろいろと勉強してくださいとか、いろいろなことができるだろうと思うのですね。

早さは、それは早くできる場所があるかもしれない、でもそういうものは全体でやっっていけないと、孤立してしまう。あそこはあそこだけでやっているのだからというような形にならないように、ぜひ同時に北区全体のスポーツの向上をオリンピックを目標にして、いろいろなスポーツ活動が活性化するように、ひとつご配慮いただけたらと思います。

以上です。

ほかに、ご質疑、またはご意見はございますか。

檜垣委員

委員長

加藤委員長

檜垣委員

檜垣委員

このスポーツクラブの規模なのですけども、どのぐらいの規模を考えていらっしゃるのでしょうか。もし、この中に書いた分でしたら指し示していただければありがたいと思います。

スポーツ施策
推進担当課長

委員長

加藤委員長

スポーツ施策推進担当課長

スポーツ施策
推進担当課長

活動範囲ということによろしいでしょうか。

| | |
|--------------|---|
| 檜垣委員 | 範囲とか人数とか、このぐらいは集めたいとか、具体的なことについてお願いします。 |
| スポーツ施策推進担当課長 | <p>具体的な人数に関しては、数字的なものはお示しをしておりません。ただ、対象としては、幼児から働き盛り、そしてシニア層まで幅広く対象をしております。</p> <p>また、活動範囲といたしましては、1から2校の中学校区、そしてそのサブファミリーといたしまして小学校2校から3校、その範囲で活動場所を1点に絞るわけではなくて、持ち回りのような形で活動範囲を広げていくと。基本的には、身近な場所で気軽にということですから、本来電車やバスに乗っていかずに、気楽に短い時間でもできるような身近な場所を考えてございます。</p> |
| 事務局次長 | 委員長 |
| 加藤委員長 | 事務局次長 |
| 事務局次長 | <p>補足させていただきます。今の人数的なものにつきましては、実は今これから規模をどの程度にすれば採算が合うかといった点から考えていくところです。まだ中間のまとめの段階で、そこまで至っていなかったというのが現状でございます。ご質問の点については今後明らかになり次第ということをお願いいたします。</p> |
| 檜垣委員 | よろしく願いいたします。 |
| 加藤委員長 | <p>よろしいですか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> |
| 加藤委員長 | <p>ほかに、ご質疑・ご意見がないようですので、本件に関する報告は終了いたします。</p> <p>次に、日程第6、報告第31号、後援・共催事業に関する報告について、事務局から説明をお願いいたします。</p> |
| 教育政策課長 | 委員長 |
| 加藤委員長 | 教育政策課長 |
| 教育政策課長 | <p>それでは、後援・共催事業に関しまして、ご報告申し上げます。報告第31号をごらんください。今回は名義使用承認報告が10件、事業実績報告が3件でございます。初めに、名義使用承認報告でございます。</p> <p>1件目、第38回 飛鳥美術会展です。主催は、飛鳥美術会でございます、6月24日～29日に、北とぴあ 地下展示ホールで実施されます。</p> <p>2件目は、家族で楽しもう！わらべうた・絵本・おはなしの世界でございます、主</p> |

催は、よみきかせの会たんぽぽでございます。6月29日・11月30日に、中央図書館 3階ホールで実施されます。

おめくりいただきまして、3件目でございます。第29回 北区小・中学生アイデア工夫展でございます。主催は、東京都北区青少年委員会でございます。10月11日～12日に、北とぴあ 地下展示ホールで実施されます。

4件目は、第41回 全国学級経営研究大会・東京大会 大会主題「生きる力をはぐくむ学級経営」でございます。主催は全国学級経営研究会でございます。8月4日に北とぴあ ペガサスホール 他で実施されます。

5件目は、歌って、踊って、ゲーム in 滝野川 小学生親子大会！でございます。主催は、NPO東京ASUKA音楽事務所でございます。7月31日に滝野川会館大ホールで行われます。

6件目は、第12回 飛鳥山薪能でございます。飛鳥山薪能実行委員会の主催で、本公演が10月16日、後夜祭が10月17日、飛鳥山公園で実施されます。

7件目は、ふるさと北区区民まつりプレイベント マンドリンコンサートでございます。区民まつりを応援する会の主催で、9月27日に北とぴあ さくらホールで実施されます。

8件目は、第6回 電動車椅子サッカー東京都大会で、東京都電動車椅子サッカー協会の主催で、8月2日に東京都障害者総合スポーツセンターで実施されます。

おめくりいただきまして、9件目でございます。平成26年度 北区立幼稚園PTA連合会共催事業でございます。北区立幼稚園PTA連合会の主催で、別紙1をごらんいただきたいと思いますが、6月24日、12月15日、平成27年2月に、北とぴあ ペガサスホール等で実施されます。

それでは、お戻りいただきまして、10件目でございます。北区明るい選挙啓発ポスターコンクール作品募集でございます。東京都北区選挙管理委員会の主催で、9月5日必着となっております。

それでは続きまして、事業実績報告でございますが、こちらはお示しの3件でございます。ご高覧いただければと思います。

以上でございます。

加藤委員長 本件について、ご質疑、またはご意見はございますか。

森下委員 委員長

加藤委員長 森下委員

森下委員 要望といたしますか、お願いなのですが、4件目でございます第41回の全国学級経営研究大会・東京大会でございますが、これは毎年全国のどこの県でもあるわけではないのですが、引き受けられる県ということで、兵庫だとか、栃木だとか、いろいろなところもあるのですが、ことしは東京が舞台ということで、その中でも北区が会場校ということで、王子小学校の校長の荒木校長が会長で今活躍されておしま

す。

ぜひ、素晴らしい講師の先生や資料等、また実践等がいつも発表されますので、北区の先生方、奮って初任の先生たちも含めて、指導課のほうでもご支援のほどお願いしたいと希望をしております。お願いいたします。ひいき目で申しわけございません。

加藤委員長

ほかに、何かありますか。

(質疑・意見なし)

加藤委員長

ほかに、ご意見がないようですので、本件に関する報告は終了いたします。

以上で、本日の日程全てを終了いたしました。

これをもって、平成26年第6回教育委員会定例会を閉会いたします。